# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成25年2月14日

【四半期会計期間】 第66期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

【会社名】 日本電子株式会社

【英訳名】 JEOL Ltd.

【電話番号】(042)542-2124【事務連絡者氏名】経理部長 山崎 修

【最寄りの連絡場所】 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

【電話番号】(042)542-2124【事務連絡者氏名】経理部長 山崎 修

【縦覧に供する場所】 日本電子株式会社東京事務所

(東京都立川市曙町二丁目8番3号 新鈴春ビル3階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第65期 第3四半期 連結累計期間	第66期 第3四半期 連結累計期間	第65期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高	(百万円)	51,493	52,334	83,191
経常損失()	(百万円)	4,954	1,934	2,408
四半期(当期)純損失( )	(百万円)	3,895	2,766	9,050
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,772	2,828	9,503
純資産額	(百万円)	19,119	14,559	14,388
総資産額	(百万円)	99,646	92,682	93,819
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)	49.76	36.27	115.60
潜在株式調整後 1 株当たり四半 期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	18.9	15.7	15.2

回次		第65期 第 3 四半期 連結会計期間	第66期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純損失金額 ( )	(円)	16.39	26.71

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 第65期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 4 第66期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在 するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
  - 5 第65期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

### 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1)経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、個人消費を始め一部に緩やかな景気回復の動きが見られたものの、失業率の上昇やデフレの進行、電力などエネルギー供給問題等により総じて厳しい状況で推移しました。また海外では、欧州における金融危機の高まりに加え、これまで堅調な伸びを示してきた中国や新興国の成長鈍化に伴い景気回復のペースが弱まりました。

このような状況下、当社グループは中期経営計画「CHALLENGE 5」(平成22年度~平成24年度)に掲げる重点戦略を強力に推進し、企業価値の向上及び経営基盤の強化を図るとともに、受注・売上の確保に努めました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は52,334百万円(前年同期比1.6%増)となりました。損益面においては、営業損失が1,577百万円(前年同期は営業損失4,390百万円)、経常損失が1,934百万円(前年同期は経常損失4,954百万円)、四半期純損失が2,766百万円(前年同期は四半期純損失3,895百万円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

### 理科学・計測機器事業

電子顕微鏡への引合いは引き続き堅調で、材料・医学・生物分野における開発研究から品質管理等の幅広い分野からの要求に応えました。特にハイエンド透過電子顕微鏡の需要は旺盛で市場での高い評価が受注・売上に寄与しました。

この結果、当事業の売上高は36,095百万円(前年同期比 9.1%増)となりました。

#### 産業機器事業

電子ビーム蒸着用電子銃・電源はタッチパネル用撥油膜市場からの需要に応えましたが、電子ビーム描画装置(直接描画)の売上は減少しました。

この結果、当事業の売上高は4,878百万円(前年同期比 13.0%減)となりました。

#### 医用機器事業

国内は中・大型病院や検査センターからの引合いが活発で好調を維持しました。一方、海外はOEM供給先であるシーメンスからの受注・売上が低調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は11,360百万円(前年同期比 11.3%減)となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末から1,136百万円減少し92,682百万円となりました。主なものとしては、受取手形及び売掛金が4,761百万円減少、商品及び製品が1,120百万円増加、仕掛品が3,495百万円増加しております。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末から1,308百万円減少し78,123百万円となりました。これは主に、短期借入金の増加3,365百万円があったものの支払手形及び買掛金の減少5,336百万円によるものであります。

一方、当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、利益剰余金の減少があったものの株式の発行による資本剰余金の増加に伴い14,559百万円となりました。以上の結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は前連結会計年度末から0.5%増加し15.7%となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに 生じた課題はありません。

また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社の財務及び事

業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為又はこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為又は提案の企業価値及び株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール(以下「大規模買付ルール」又は「本ルール」といいます。)に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のおける一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は経営理念として「製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献する」ことを掲げています。この経営理念のもと、グループ経営ビジョン「JEOL SPIRIT-1」を指針に、科学技術のための最先端ツールと豊かな社会のための最適なソリューションを提供し、顧客からの高い評価と信頼を得て、安定した利益体質の構築を図り、企業価値を高め、将来にわたり発展・成長していくことを経営の基本方針としています。

当社グループは、今までの中期経営計画で築いてきた経営基盤をさらに強固なものにしていくため、新中期経営計画「CHALLENGE 5」(平成22年度~平成24年度)を策定し、「ナノテク、ライフサイエンス、環境、品質管理」をターゲット市場に据え、ソリューションビジネスへの積極的な展開、開発体制の見直しに努めていきます。今後とも、グループを挙げて業績の向上に努め、企業価値及び株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また当社では、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数(定款上の定員の上限)を従来の20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。さらに、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化に取組んでおります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支払されること を防止するための取組み

当社は、平成22年6月29日開催の第63回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)(以下「本対応方針」といいます。)の継続をご承認いただきました。

本対応方針は、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付者の提案に対して適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間の経過後に当該買付行為を開始するというものであります。

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくことになります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

一方、大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で最適と取締役会が判断したものを選択することとします。株主への割当

て又は無償割当てにより新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、又は、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。本対応方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

なお、本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3,372百万円であります。

### 第3【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

#### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
第1種優先株式	3,000
計	250,000,000

(注)当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は250,003,000株となりますが、当社定款に定める発行可能株式 総数250,000,000株を記載しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致について は、会社法上要求されておりません。

#### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	79,365,600	79,365,600	東京証券取引所(市場第一部)	(注)1 単元株式数は1,000株であ ります。
第1種優先株式 (当該優先株式は行 使価額修正条項付 新株予約権付社債 券等であります。)	3,000	3,000	非上場	(注)2~4 単元株式数は1株でありま す。
計	79,368,600	79,368,600	-	-

- (注) 1 発行済株式は、全て議決権を有しております。
  - 2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(第1種優先株式)の特質は以下のとおりであります。
    - (1) 第1種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)には、当社普通株式を対価としてその保有する本優 先株式の取得を請求すること(以下「転換請求」といいます。)ができる権利(以下「転換請求権」といい ます。)が付与されます。本優先株式の転換請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間にお ける当社の普通株式の株価を基準として修正されることがあり、当社の普通株式の株価の下落により、当該 転換請求権の対価として交付される当社普通株式の数が増加する場合があります。
    - (2) 本優先株式の転換請求権の対価として交付される普通株式の数は、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」といいます。)が転換請求をした本優先株式の数に、1,000,000円、累積未払優先配当金(下記「3(1) 累積条項」に記載の意味を有します。以下本項において同じです。)相当額及び日割未払優先配当金額(下記「3(7) 普通株式対価の取得請求権の内容」に記載の意味を有します。以下本項第(3)号においても同じです。)を加えた金額を乗じた数を、以下の転換価額で除して算出されます(1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱います。)。また、転換価額は、以下のとおり、転換請求を初めて行った日以降、半年に1回の頻度で修正されます。

転換価額は、当初、転換請求を初めて行った日(以下「当初転換価額基準日」といいます。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)第一部における当社の普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」といいます。)のない日を除きます。以下「当初時価算定期間」といいます。)のVWAPの平均値の95%相当額(以下「当初転換価額」といいます。)であり、平成25年1月6日以降平成30年7月6日までの間で、当初転換価額基準日の翌日から起算して6ヶ月後の応当日(ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。以下「初回修正基準日」といいます。)ならびに翌年以降毎年の当初転換価額基準日及び初回修正基準日の応当日(ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。以下、初回修正基準日とあわせて、「修正基準日」といいます。)に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(VWAPのない日を除きます。以下「時価算定期間」といいます。)のVWAPの平均値の95%相当額(以下「修正後転換価額」といいます。)に修正されます。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。なお、当初時価算定期間及び時価算定期間に、転換価額の調整事由が生じた場合、当初転換価額及び修正後転換価額はそれぞれ調整されます。

(3)上記(2)の当初転換価額は100円を下限とし、修正後転換価額は当初転換価額の75%相当額(ただし、転換価額の調整事由が生じた場合、当初転換価額及び修正後転換価額はそれぞれ調整されます。)を下限とします。

(4) 本優先株式には、1,000,000円に一年ごとで上昇する一定の強制償還率を乗じた金額に、累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額(下記「3(6) 強制償還価額」に記載の意味を有します。)を加えた額の金銭を対価として、当社が、払込期日である平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、本優先株式を取得することができる旨の強制償還条項が付されています。さらに、本優先株式には、平成30年7月7日(以下「一斉取得日」といいます。)をもって、当社が本優先株式の全部を取得するのと引換えに、本優先株主に対して、その有する本優先株式の数に、1,000,000円、累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額(下記「3(8)普通株式対価の取得条項」に記載の意味を有します。)を加えた金額を乗じた数を、一定の一斉転換価額で除した数の当社の普通株式を交付する旨の普通株式対価の取得条項も付されております。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記「3(6)現金対価の取得条項」ないし「(8)普通株式対価の取得条項」の内容をご参照下さい。

- 3 第1種優先株式の内容は以下のとおりであります。
  - (1) 優先配当金

#### 優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき(1) に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社が第1種優先株式を取得した場合、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

#### 優先配当金の額

第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1種優先株式1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、発行日の翌日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、その各配当における優先配当金の合計額を控除した金額とする。

# 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日(同日を含む。)以降累積する。累積した不足額(1株当たりの累積未払金を、以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して配当する。

### 非参加条項

当会社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、優先配当金及び累積未払優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

### (2) 残余財産の分配

### 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本に定める金額を支払う。

#### 残余財産分配額

第1種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。 (算式)

1株当たりの残余財産分配額 = 1,000,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、本 のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 譲渡制限

譲渡による第1種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

第1種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

(5) 現金対価の取得請求権

現金対価の取得請求権の内容

第1種優先株主は、平成28年7月7日から平成30年7月6日までの間いつでも、当会社に対して現金を対価として第1種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、本に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

#### 償還価額

第1種優先株式1株当たりの償還価額は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの償還価額 = 1,000,000円×償還率+累積未払優先配当金相当額+日割未払優先配当金額

上記算式における「償還率」は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。

平成28年7月7日から平成29年7月6日まで 118% 平成29年7月7日から平成30年7月6日まで 120%

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

#### (6) 現金対価の取得条項

現金対価の取得条項の内容

当会社は、平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当会社が第1種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、本に定める強制償還価額の金銭を交付することができる(本項による第1種優先株式の取得の行われる日を、以下「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

#### 強制償還価額

第1種優先株式1株当たりの強制償還価額は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1 株当たりの強制償還価額 = 1,000,000円 x 強制償還率 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「強制償還率」は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。

平成24年7月6日から平成25年7月6日まで 105%

平成25年7月7日から平成26年7月6日まで 109%

平成26年7月7日から平成27年7月6日まで 112%

平成27年7月7日から平成28年7月6日まで 115%

平成28年7月7日から平成29年7月6日まで 118%

平成29年7月7日から平成30年7月6日まで 120%

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当

額とする。

### (7) 普通株式対価の取得請求権

### 普通株式対価の取得請求権の内容

第1種優先株主は、平成25年1月6日以降平成30年7月6日までの間(以下「転換請求期間」という。)いつでも、当会社が第1種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、以下の算式により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。なお、当会社がある株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

(算式)

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 = 第1種優先株主が転換請求をした第 1種優先株式の数×(1,000,000円+累積未払優先配当金相当額+日割未払優先配当金額)÷転換価額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、転換請求の日(以下「転換請求日」という。)の属する事業年度において、転換請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。ただし、転換請求日が基準日である場合には、上記算式における「日割未払優先配当金額」は0円とする。

#### 当初転換価額

転換価額は、当初、転換請求を初めて行った日(以下「当初転換価額基準日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(株式会社東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(以下「WAP」という。)のない日を除く。以下「当初時価算定期間」という。)のWAPの平均値の95%相当額(以下「当初転換価額」という。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が100円(以下「当初下限転換価額」という。ただし、本により調整される。)を下回る場合には当初下限転換価額をもって当初転換価額とする。なお、当初時価算定期間に、本に定める事由が生じた場合、当初転換価額は本項に準じて調整される。

#### 転換価額の修正

転換価額は、転換請求期間中、当初転換価額基準日の翌日から起算して6ヶ月後の応当日(ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「初回修正基準日」という。)並びに翌年以降毎年の当初転換価額基準日及び初回修正基準日の応当日(ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、初回修正基準日とあわせて、「修正基準日」という。)に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(VWAPのない日を除く。以下「時価算定期間」という。)のVWAPの平均値の95%相当額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%相当額(以下「下限転換価額」という。ただし、本により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の125%相当額(以下「上限転換価額」という。ただし、本により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額としる。

#### 転換価額の調整

第1種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

新発行・処分普通株式数×

(発行済普通株式数 - 自己株式数) 1株当たりの払込金額・処分価額

調整後 = 調整前 転換価額 転換価額 - 自己株式数 ) 1 株当たりの時価 (発行済普通株式数 - 自己株式数 ) + 新発行・処分普通株式数

調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。

発行済普通株式数 - 自己株式数は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、 基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数をいう。

1株当たりの時価は、調整後転換価額の適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(VWAPのない日を除く。)のVWAPの平均値をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本に定める事由が生じた場合には、当該平均値は、本に準じて調整される。

(イ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、本 (八)記載の取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (八)において同じ。)の取得と引換えに普通株式を交付する場合、又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (八)において同じ。)その他の証券もしくは権利の転換、交換又は行使により普通株式を交付する場合を除く。)

調整後転換価額は、払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(イ)において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当会社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(ロ) 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ロ)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(八) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに 転換価額調整式に使用する時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって普通株式を交付す る定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は転換価額調整式に使用する 時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を 交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券もしくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集もしくは無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

上記に拘わらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本(八)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券又は権利の場合には、その転換、交換又は行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(二) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(二)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

上記 (イ) ないし(二)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、上記 (ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記 に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整される。

- (イ) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の 調整を必要とするとき。
- (八) 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

# (8) 普通株式対価の取得条項

当会社は、平成30年7月7日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当会社が第1種優先株式の全部を取得するのと引換えに、各第1種優先株主に対して、以下の算式により算出される数の当会社の普通株式を交付する。なお、当会社が各第1種優先株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。(算式)

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 = 各第1種優先株主が有する第1種優先 株式の数×(1,000,000円+累積未払優先配当金相当額+日割未払優先配当金額)÷一斉転換価額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、一斉取得日の属する事業年度において、一斉取得日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

- 一斉転換価額は、平成30年7月7日(ただし、同日が営業日でない場合には、その前営業日とする。以下「一斉転換価額基準日」という。)に、当該一斉転換価額基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(VWAPのない日を除く。以下「一斉転換価額算定期間」という。)のVWAPの平均値とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当該一斉転換価額が下限転換価額を下回る場合には下限転換価額をもって一斉転換価額とする。なお、一斉転換価額算定期間に
- (7) に定める事由が生じた場合、一斉転換価額は(7) に準じて調整される。
- (9) 第1種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等 当会社は、第1種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

当会社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(10) 除斥期間

当会社定款第44条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。

- (11) 会社法第322条第2項の規定する定款の定めの有無 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (12) 議決権を有しないこととしている理由 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- 4 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(第1種優先株式)に関する事項は以下のとおりであります。
  - (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての所有者との間 の取決めの内容

当社と割当予定先は、転換制限解除事由が発生しない限り、払込期日(同日を含みます。)から4年を経過する日の翌日である平成28年7月6日までは転換請求権を行使できないものの、平成25年1月6日以降に転換制限解除事由が発生した場合には、その日以降は転換請求権を行使することができるものとする旨を合意しております。

また、当社と割当予定先は、急激な希薄化を一定程度防止するため、当社は割当予定先との間で、暦月において転換請求権の行使により本優先株式の保有者が取得することのできる当社の普通株式の数が払込期日における当社の上場株券等の数の10%を超えないよう制限する旨の合意をしております。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

割当予定先は、一定の合理的な売却方針に従った市場売却の場合を除き、当社の事前の書面による同意がない限り、割当予定先が保有する本優先株式又は当社の普通株式の全部又は一部の、第三者への譲渡等をすることができません。また、割当予定先が市場以外での譲渡等を希望する場合には、当社及び指定買取人との間で事前に誠実に協議を行った上で、当社及び指定買取人は先買権を行使することができます。

加えて、当社は割当予定先との間で払込期日(平成24年7月6日)から2年以内に本優先株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であり、割当予定先からは当該確約書の取得につき内諾を得ております。

- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての取得者と当社の特別利害関係者等との間の取り決めの内容 該当事項はありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項該当事項はありません。

- (2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

# (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月6日 (注)1	3,000	79,368,600	1,500	8,240	1,500	7,176
平成24年7月6日 (注)2	-	79,368,600	1,500	6,740	1,500	5,676

- (注) 1. 平成24年7月6日を払込期日とする第三者割合の方法により、第1種優先株式を発行しております。
  - 2. 平成24年7月6日(効力発生日)をもって資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えております。

# (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

# (7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

# 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

			1 12/2011 12/2011
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 3,000	-	(1)株式の総数等に記載のとお り
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,075,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 78,132,000	78,132	-
単元未満株式	普通株式 158,600	-	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	79,368,600	-	-
総株主の議決権	-	78,132	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式868株が含まれております。

# 【自己株式等】

# 平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本電子株式会社	東京都昭島市武蔵野三丁目 1番2号	1,075,000	-	1,075,000	1.35
計	-	1,075,000	-	1,075,000	1.35

# 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

# (1)新任役員

( . ) 371 1-								
役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株 式数(千 株)	就任年月日
社外取締役	-	赤尾 博	昭和36年 6月22日生	平成15年 11月 平成17年 1月 平成19年 5月 平成21年 4月 平成22年 11月 平成24年 7月	(㈱東京三菱銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行) 欧州本部欧州事務システム室次長(特 命) (㈱東京三菱銀行米州本部米州審査部第一 グループ次長 (㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ米国 ガバナンス統括部企画グループ次長 (㈱三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファ イナンス部投資開発室長 ジャパン・インダストリアル・ソリュー ションズ㈱代表取締役副社長(現) 当社社外取締役に就任(現)	(注)	-	平成24年 7月6日

<sup>(</sup>注)平成24年7月6日から平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。

# (2)退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役		植田 義昭	平成24年12月31日

# 第4【経理の状況】

# 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

		, , <u> </u>
	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,301	6,513
受取手形及び売掛金	22,577	<sub>3</sub> 17,816
商品及び製品	12,729	13,850
仕掛品	20,708	24,204
原材料及び貯蔵品	2,260	2,209
その他	4,512	4,609
貸倒引当金	182	151
流動資産合計	70,906	69,051
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,102	5,848
機械装置及び運搬具(純額)	484	501
工具、器具及び備品(純額)	1,737	1,447
土地	1,500	1,704
リース資産(純額)	588	1,423
建設仮勘定	356	407
有形固定資産合計	10,769	11,332
無形固定資産	1,758	1,477
投資その他の資産		
投資有価証券	6,647	7,007
その他	3,648	3,763
貸倒引当金	6	6
投資その他の資産合計	10,289	10,763
固定資産合計	22,817	23,574
繰延資産	95	56
資産合計	93,819	92,682

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,777	15,440
短期借入金	24,974	28,339
1年内償還予定の社債	4,761	3,626
未払法人税等	424	362
賞与引当金	587	420
その他	12,294	13,553
流動負債合計	63,818	61,742
固定負債		
社債	2,285	1,500
長期借入金	5,399	5,819
退職給付引当金	6,275	6,958
役員退職慰労引当金	256	207
資産除去債務	145	143
その他	1,251	1,752
固定負債合計	15,612	16,381
負債合計	79,431	78,123
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,740	6,740
資本剰余金	6,346	9,346
利益剰余金	3,947	1,180
自己株式	532	533
株主資本合計	16,501	16,734
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	530	809
繰延ヘッジ損益	142	620
為替換算調整勘定	2,644	2,363
その他の包括利益累計額合計	2,256	2,174
少数株主持分	143	-
純資産合計	14,388	14,559
負債純資産合計	93,819	92,682

# (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
	51,493	52,334
売上原価	39,000	36,186
売上総利益	12,492	16,147
販売費及び一般管理費		
研究開発費	3,255	3,372
その他	13,627	14,352
販売費及び一般管理費合計	16,883	17,725
営業損失( )	4,390	1,577
営業外収益	<u> </u>	
受取利息	20	19
受取配当金	60	56
受取保険金	3	121
受託研究収入	5	2
貸倒引当金戻入額	64	4
為替差益	50	125
その他	142	187
営業外収益合計	346	517
営業外費用		
支払利息	439	414
売上債権売却損	128	152
持分法による投資損失	204	57
その他	137	249
営業外費用合計	910	873
経常損失( )	4,954	1,934
特別利益		,
固定資産売却益	1	0
持分変動利益	157	-
その他	5	0
	164	0
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	23	18
投資有価証券評価損	599	91
関係会社株式売却損	-	117
その他	113	2
特別損失合計	736	229
税金等調整前四半期純損失( )	5,527	2,163
法人税、住民税及び事業税	325	345
法人税等調整額	1,754	401
法人税等合計	1,428	747
少数株主損益調整前四半期純損失( )	4,098	2,910
少数株主損失( )	203	143
四半期純損失( )	3,895	2,766
	5,893	2,700

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	4,098	2,910
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	140	279
繰延ヘッジ損益	27	477
為替換算調整勘定	430	223
持分法適用会社に対する持分相当額	129	57
その他の包括利益合計	673	82
四半期包括利益	4,772	2,828
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,569	2,684
少数株主に係る四半期包括利益	203	143

# 【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

### 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

#### (連結の範囲の重要な変更)

当第3四半期連結会計期間において、アドバンスト・キャパシタ・テクノロジーズ株式会社は当社保有株式の全部を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

### 【会計方針の変更等】

### (減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ12百万円減少しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 該当事項はありません。

### 【追加情報】

該当事項はありません。

### 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結子会社以外の会社の前受金に対して、次の通り債務保証を行っております。

(注)   会社の中の会社の前文金に対して、人の通り負債が体証を行っていりより。				
前連結会計年度		当第3四半期連結会計期間		
(平成24年3月31日)		(平成24年12月31日)		
JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.Φ	307百万円	JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.の	680百万円	
前受金 (3,740千US\$)	307日71日	前受金 (7,855千US\$)	000日71口	
JEOL(AUSTRALASIA)PTY.LTD.の前		JEOL(AUSTRALASIA)PTY.LTD.の前		
受金及び事務所賃貸契約保証 (	43 "	受金及び事務所賃貸契約保証 ( 57	5 "	
507千A\$)		千A\$)		
JEOL(MALAYSIA)SDN BHDの輸入通		JEOL(MALAYSIA)SDN BHDの輸入通		
関税納付猶予に対する保証(	31 "	関税納付猶予に対する保証(424	11 "	
1,184干RM\$)		于RM\$)		
 計	382百万円	 計	697百万円	

### 2 手形割引高

前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)	
 5,841百万円		

### 3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形 を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形		182百万円	169百万円
支払手形		2,867 "	2,284 "
流動負債(そ	の他 )	5 "	33 "

### 4 財務制限条項

借入金のうち、次の金額には純資産の部に係る財務制限条項が付されております。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
前連結会計年度	当第3四半期連結会計期間
(平成24年 3 月31日)	(平成24年12月31日)
	6,500百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間
	(自 平成23年4月1日	(自平成24年4月1日
	至 平成23年12月31日)	至 平成24年12月31日)
減価償却費	2,110百万円	1,680百万円

#### (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	156	2.00	平成23年3月31日	平成23年 6 月30日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	156	2.00	平成23年9月30日	平成23年12月8日

2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の 末日後となるもの

該当事項はありません。

- 3.株主資本の金額の著しい変動
  - (1) 当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会における決議に基づき、平成24年6月28日をもって下記のとおり資本準備金の額の減少及び利益剰余金の額の減少、剰余金の処分を行いました。

資本準備金の額及び利益剰余金の額の減少

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額を減少させ、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えております。

資本準備金の減少額 670,000,000円 その他資本剰余金の増加額 670,000,000円 利益準備金の減少額 830,000,000円 繰越利益剰余金の増加額 830,000,000円

剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行った上で、その全額を繰越利益剰余金に振り替えております。

別途積立金の減少額 繰越利益剰余金の増加額 9,792,018,643円 9,792,018,643円

(2) 当社は、平成24年7月6日に第1種優先株式の発行に伴う資金が払い込まれたことに伴い、会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき、下記のとおり振り替えております。

増加した資本金及び資本準備金の額

資本金の増加額 1,500,000,000円 資本準備金の増加額 1,500,000,000円

減少した資本金及び資本準備金の額及び増加したその他資本剰余金の額

資本金の減少額 1,500,000,000円 資本準備金の減少額 1,500,000,000円 その他資本剰余金の増加額 3,000,000,000円

### (セグメント情報等)

# 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				四半期連約 四半期連約 調整額 損益計算額			
	理科学・計測 機器事業	産業機器事業	医用機器事業	計	(注)1	計上額 (注)2		
売上高								
外部顧客への売上高	33,083	5,604	12,805	51,493	-	51,493		
セグメント間の内部売								
上高又は振替高			ı	ı	-	-		
計	33,083	5,604	12,805	51,493	-	51,493		
セグメント利益又は損失	372	2,877	1,213	2,036	2,354	4,390		

- (注) 1 セグメント利益又は損失の調整額 2,354百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,354百万円が含まれております。
  - 2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

						四半期連結 損益計算書
	理科学・計測 機器事業	産業機器事業	医用機器事業	計	調整領 (注) 1	預益可异音 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	36,095	4,878	11,360	52,334	-	52,334
セグメント間の内部売						
上高又は振替高	-	-	-		-	-
計	36,095	4,878	11,360	52,334	-	52,334
セグメント利益又は損失 ( )	673	969	1,089	792	2,370	1,577

- (注) 1 セグメント利益又は損失の調整額 2,370百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,370百万円が含まれております。
  - 2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

# (企業結合等関係)

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額	49円76銭	36円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	3,895	2,766
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	73
(うち優先配当額(百万円))	-	( 73)
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	3,895	2,839
普通株式の期中平均株式数(千株)	78,291	78,289
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第1種優先株式(3千株) 概要は、「第3提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。

- (注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純 損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月8日

日本電子株式会社 取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士

西岡雅信 EΠ 業務執行社員

指定有限責任計員 公認会計士 木村 彭夫 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電子株式会社 の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年10月1日から平成24年10月1日から平成24年10月1日から平成24年10月1日から平成24年10月1日から平成24年10月1日から平成24年1日日 年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸 表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レ ビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財 務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を 作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結 論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して 四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、 分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認めら れる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認めら れる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及 び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要 な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告 書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。